

2018.11 No.55

中国税政連

中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail: zeiseiren@chuzei.or.jp

平成30年10月2日付け発足の第4次安倍内閣において
本連盟が後援する次の方々が入閣されました。

内閣総理大臣	安倍晋三	(衆議院山口県4区)
法務大臣	山下貴司	(衆議院岡山県2区)
内閣府特命担当大臣	片山さつき	(参議院比例代表)
法務副大臣	平口洋	(衆議院広島県2区)
内閣府大臣政務官	舞立昇治	(参議院鳥取県)

今後ますますのご活躍を祈念し、心よりお慶びを申し上げます。

中国税理士政治連盟

中国税政連 No.55 目次

税政連の必要性を考えてみてください(杉山会長).....	3
第50回定期大会議事録.....	4
定期大会来賓祝辞.....	6
平成30年度運動方針・組織活動方針.....	12
後援会連絡会議.....	14
就任一年を振り返って(富山副会長、井上幹事長).....	15
日本税理士政治連盟第52回定期大会.....	16
中税政パネルディスカッション／AI時代の税理士について.....	17
平成31年度税制改正に関する建議書の概要.....	18
編集後記.....	28

税政連の必要性を

考えてみてください。

(定期大会開会あいさつから引用)

中国税理士政治連盟 会長

杉山文成



本日は、第五十回という節目の祈念すべき定期大会を、名勝錦帯橋のすぐ傍にあります当地にて開催することになりました。お忙しい中そして雨の中ご臨席を賜りましたご来賓をはじめ、ご出席の皆様方には心から厚く御礼申し上げます。

さて、私ども税政連は日々様々な活動をしています。私が会長に就任以来、「組織の活性化」というものを常々申し上げておりましたが、それが一歩ずつではございますが形あるものとなってまいりました。

活動の活性化のためにはまず脆弱な財政基盤を強固にすることが必要との観点から、一昨年の定期大会において会費の改定をご承認いただきました。また、五つの委員会が共通認識のもとで効果的な施策の検討を重ねてまいりました。これまでも委員会単体では、後援会活動の手引きや旗(のぼり)の作成・配付など対内向けの施策を行ってまいりましたが、今回は広報委員会と後援会対策委員会を中心に、対外向けの施策とし

て片山虎之助議員と片山さつき議員をお招きしパネルディスカッションを開催いたしました。開催時期が今年七月二十八日のため今年度の事業になりましたが、税政連として単独による支出を伴う企画の実施は、私を知る範囲では初めてのことではなかったかと思っております。

そしてこの事業の根底にある大きな目的は、全国的に減少傾向の進む加入率を向上させるためであり、税政連の活動を広く会員の皆様にご理解いただきたいという趣旨でした。加入率が全国でもトックラスにある本連盟においても、残念ながら一割弱の税理士会員が税政連に加入していません。皆様ご承知のとおり政治活動のできない税理士会に代わり私ども税政連が、税制改正等の実現に向けた要望活動をしています。そして、その結果はすべての税理士会員に等しく享受されます。この辺をご理解いただくためにはいかなる方策をすべきなのかと、いままさらながらに困惑をいたしているところでございます。

さて、税制改正に関連し、従来から国会議員の政策担当秘書の有資格者として税理士を登用していただくよう要望しておりました。このたび規程の改正が行われ、九月一日施行として政策担当秘書に税理士が採用される道が開かれました。税務の専門家である税理士の職能が活かされ、また理解を得られた結果であり、これもひとつの公益活動に繋がるのだろうと感じています。

そして、いよいよこれから平成三十一年度の税制改正に向けて本格的な活動に移ってまいります。お気付きの方もいらっしゃると思いますが、毎年定期大会議案書の巻末に日税政から提供される「税制改正に関する重要建議・要望項目」(概要書)を掲載していましたが、今年度の議案書には掲載していません。この経緯について手短かに申し上げますと、日税連は六月二十八日の理事会で機関連定し八月十日に財務省はじめ関係省庁に要望されています。一方、日税政においては八月三日の幹事会において正式決定されまし

たが、諸事情により概要書の提供が延期されることが決まりました。この概要書は、地区税政連や後援会に、後援議員への陳情の際の貴重なツールとして提供していましたが、大綱作成という年末に向けての要望活動の中で、現段階でその活動ができないという何とももどかしい状況に立たされています。

いずれにいたしましても、これからが税制改正に向けての様々な活動のスタートとなります。先月末に自民党の税制調査会に各府省庁からの概算要求・税制改正要望が回付され、十月には各部会が詳細審議に移るようです。中央の理由によりその「概要書」が例年より遅れ九月下旬に地方の税政連に提供されるのははなはだ歯がゆい気持ちがいえます。しかしながら、いかなるときも我々税政連は税理士として納税者のために必要不可欠な存在であります。その辺をお含みいただき、私たちの活動にご理解をいただきたいと思っております。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

第50回

中国税理士政治連盟定期大会議事録

一、日時

平成三十年九月八日(土)
十五時十分～十六時五十分

坂井・福田・三宅・秋田・武
本・山崎・小汀・安原代議員

連盟規約第二十條第二項の規定に
より本大会は有効に成立している
旨の報告があった。

次いで、司会者は、本日の来賓

である野田昇宏日本税理士政治連
盟副会長、灘博明中国税理士会会
長、高橋良昌中国税理士協同組合

理事長の三名を紹介した。

開会挨拶に移り、杉山会長は数
年来検討してきた活動の活性化に
向けた取組みが徐々に形となつて

きたことの報告があった。脆弱な
財政基盤を強固にするため、一昨

年の定期大会において会費の改定
に着手したこと、五つの委員会が

共通認識のもとで効果的な施策の
検討を重ね、本年七月、片山虎之

助議員と片山さつき議員によるパ
ネルディスカッションが広報委員

会と後援会対策委員会により実現
した(十七ページ参照)ことな

ど、組織の内部と外部に向けた施
策を大規模に進めた。税政連の活

動目的は、政治活動のできない税

理士会に代わって税制改正等の実

現に向けた要望活動をしており、
その結果はすべての税理士会員に

等しく享受されている。引き続き
本連盟の活動にご理解とご協力を

賜りたいと述べた。

続いて、司会者が議案審議のた
め、議長団選出について議場に

諮ったところ、「司会者一任」の声
があったため、議長に伊藤副会長、

副議長に富山副会長を指名した。

伊藤副会長は議長席に着き、議
事録署名人に尾道支部・瀬尾代議

員と徳山支部・合田代議員を指名
し、議事に入った。

第一号議案 平成二十九年度運動
経過並びに組織活動報告承認の件

議長は第一号議案を上げ、
井上幹事長が、議案書により活

動の概況報告を行った。平成
二十九年九月に急ぎよ衆議院が解

散し施行された総選挙への対応と
支援、平成三十年度税制改正要望

二、場所

岩国市・岩国国際観光ホテル
四階「ロイヤルホール」

三、出席者

杉山会長、伊藤・富山・松本・
尾添副会長、海老澤総務副
会長・土屋・松田・重近・葉
狩・森脇・田中・灘総務、井
上幹事長、上原・柳井・中
原・中村・細木副幹事長、田
村・姫井・野口・岡本・荒神
幹事、鶴田・由田・毛利山・
妹尾・岸会計監事
大場・神田・山中・加賀田・
岡田・大西・西山・椎野・田
村・菅川・星野・景田・福島・
山田・岡村・瀬尾・内田・定
金・高橋・若松・占部・北村・
合田・山根・大久保・原田・

【議案】

第一号議案 平成二十九年度運

動経過並びに組織活動報告承
認の件

第二号議案 平成二十九年度収
支決算承認の件

第三号議案 平成三十年度運動
方針(案)承認の件

第四号議案 平成三十年度組織
活動方針(案)承認の件

第五号議案 平成三十年度収支
予算(案)承認の件

第六号議案 大会決議(案)承
認の件

【議事】

定刻、司会の柳井副幹事長か
ら、開会に先立ち本日の出席状
況について、構成員八十五名中、
本人出席六十三名、委任状出席
二十二名で構成員総数の二分の一
以上の出席数を確保しており、本

の実現のための運動、税政連と後援会の組織強化を目的とした広報施策の検討や、中国会及び中税協ほか関連団体と連携し諸施策を実施したことなどの報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第二号議案 平成二十九年度収支決算承認の件

議長は第二号議案を上げ。

姫井財務委員長が、収入の部について、平成二十九年度は会費改訂の初年度であったが、想定以上に会費収入があった。支出の部については二後援会が設立され、地区税政連の活動支援のため支給基準を改定し、前述の衆議院総選挙への対応のための選挙対策費を支出したことなどを合わせ、全体で約九四%の執行率であったと報告があった。

議長は、ここで監査報告を求め、会計監事を代表して鶴田会計監事から、「会計監査の結果、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の各事項について監査したところ、適正である。」旨の報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第三号議案 平成三十年運動方針(案) 承認の件

第四号議案 平成三十年組織活動方針(案) 承認の件

議長は関連のある第三号議案及び第四号議案を一括上げ。

井上幹事長が、運動方針について、本年度は七月に参議院議員通常選挙の施行、十月にはいよいよ消費税の税率引上げに伴い軽減税率(複数税率)の導入が予定されており、国政だけでなく国民生活に大きな影響を与える重要案件が予定されている。そのため日税政及び中国会と展開していく重点事項七項目と各委員会の活動方針について説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第五号議案 平成三十年収支予算(案) 承認の件

議長は第五号議案を上げ。

姫井財務委員長が、収入の部について、会費収入は本年七月一日現在の会費納付者を基準として算出、支出の部については、参議院議員通常選挙への対応と引き続き地区税政連の助成基準を改定し活動の支援に努めるとともに各種施策を充実させる予算を計上をしたと説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第六号議案 大会決議(案) 承認の件

議長は第六号議案を上げ。

井上幹事長が計七項目の朗読を行った。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十五名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

以上で、議案の審議を終了したため、議長は審議協力に対する謝辞を述べて、辞任して降壇した。

続いて藤中副会長の案内により国会議員等七名の来賓が入場された。

その後、来賓を代表して六名の方に祝辞をいただき、司会者から祝電の披露、最後に松本副会長が閉会挨拶を述べ、十六時五十分をもって閉会した。

なお、本定期大会開催前に、中国税理士協同組合主催による時局講演会「安倍政権とアジアの経済的相互依存による平和」(講師・東京大学政策ビジョン研究センター 三浦瑠麗氏)が開催された。

来賓臨席者ご芳名 (順不同・敬称略)	
内閣総理大臣	安倍 晋三 代理
筆頭秘書	配川 博之
衆議院議員	岸 信夫
衆議院議員	高村 正夫
山口県知事	村岡 嗣政
岩国市長	福田 良彦
衆議院議員	河村 建一 代理
政策秘書	河村 建一
文部科学大臣	林 芳正 代理
秘書	平木 仁司
参議院議員	江島 潔 代理
秘書	木村 和
日本税理士政治連盟	野田 昇宏
副会長	野田 昇宏
中国税理士会	灘 博明
会長	灘 博明
中国税理士協同組合	高橋 良昌
理事長	高橋 良昌

中国税理士政治連盟第五十回定期大会・来賓祝辞



内閣総理大臣
安倍晋三
(配川博之筆頭秘書代読)

みなさん、こんにちは。ただいまご紹介を賜りました安倍晋三事務所の配川と申します。本日は皆様方にはようこそ山口県へおいでいただきました。この大会が当地にて開催されたことを、心からお祝いとお礼を申し上げます。本日の開催に際しまして安倍総理よりメッセージをお預かりしましたので代読させていただきます。

みなさん、こんにちは。安倍晋三でございます。本日は、中国税理士政治連盟第五十回定期大会が多くの皆様のご参加のもと、東京大学政策ビジョン研究センター講師三浦瑠麗先生をお招きされての時局講演会と合わせ、

盛大に開催をされましたことを心よりお慶びを申し上げます。皆様方におかれましては、税務の専門家として国の根幹であります納税制度の発展のため、ひいては日本経済の発展、活性化のためにご尽力をいただいておりますことに、深く敬意を表する次第であります。

平成三十年の税制改正では日本税理士政治連盟の建議のひとつであります事業承継税制の抜本的な見直しが行われました。中小企業の事業承継を力強く後押しするため、事業承継の際の贈与税、相続税の負担を軽減するものであり、国民の約七割が務める中小企業及び地域経済の活性化に繋がるものであると思っております。

先日の九月六日に発生いたしました北海道胆振東部地震ならびに台風二十一号による暴風雨、大雨によりお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災されたすべての皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。一日も早く安心して暮らせる、生活を取り戻すことができるよう災害恒久対策、被災地の復旧復興に全力で取り組んでまいります。

私は昨日、自由民主党総裁選挙に立候補い

ました。日本を取り戻す、この志のもと政権を奪還してから六年近くが経ちました。

この間、誰にでも働ける場所のあるまっとうな経済を目指し、国際社会の中でも日本は大きな存在感を取り戻すことができました。今こそ少子高齢化、激動する国際情勢に立ち向かい、新しい時代の日本の国づくりを進めてまいります。憲法改正もいよいよ実現の時を迎えています。六年前の志は今なおいささかの揺らぎもありません。来年は皇位の継承が行われる年であります。また初めてのG20サミットが開催されます。二〇一〇年には東京五輪、パラリンピックが開催されます。

そうした時代にあつて子どもたち、孫たちの世代に美しく伝統あふれるふるさと、誇りのある日本を引き渡していくため、私自身が先頭に立って新たな時代を切り開いていく、そういった決意をした次第であります。皆様方には一層のご支援、ご支持をいただきますよう心よりお願いを申し上げます。終わりに当たり、中国税理士政治連盟のますますのご発展と、杉山会長をはじめご参加の皆様方のさらなるご活躍とご健勝を祈念申し上げます、ご

挨拶とさせていただきます。



衆議院議員
岸 信夫

みなさん、こんにちは。ご紹介をいただきました地元の衆議院議員の岸信夫でございます。まず本日は、中国税理士政治連盟第五十回定期大会の開催、誠におめでとうございませう。中国各県から税理士の先生方にこの岩国まで訪れていただきまして、心より歓迎を申し上げます。税理士政治連盟の先生方におかれましては、平素から強いお力を頂いております。さて、先生方より以前からご要望のありました国会議員の政策担当秘書の選考審査要件につきまして、規程をようやく改定することができました。税理士の先生方におかれましてはこの実施規程第十九条一項に「二号を設け、有資格者として「税理士」を規定しました。

五年以上の実務経験と五年間までの補助業務を算入でき、あわせて十年以上の実務経験を要するとして定められました。これをもって優秀な人材の方々に直接立法に携わっていただけることとなり、非常に頼もしく感じており、期待しているところでございます。

先程からお話がありましたように、今年の夏は正に異常な天気であります。猛暑に加えてこの水害、豪雨によりまして多くの方々が犠牲になり、あるいは被害に遭われていらっしゃると思います。被害を受けられた方々によりお見舞いを申し上げます。それによって日常の仕事に影響を受けられた方、生活面で被害を受けられた方がたくさんいらっしゃると思います。税制面での支援をこれから様々な角度で考えていかなければならないところでありますし、来年も確定申告の際にもこういった状況が反映されると考えられますので、その際には税理士の先生方のお力を是非賜りたいと思っております。

今日は五十回目の定期大会において実りある開催になりますように、そしてまた、この後も是非懇親を深めていただければと思っております。あらためてこの定期大会のご盛会を心よりお祝い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日は誠におめでとうございませう。



衆議院議員
高村 正大

みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました衆議院議員の高村正大です。お祝いのごあいさつの前に今回の台風二十一号ならびに北海道での大地震で被害を受けられた方々にお見舞いとご冥福を申し上げます。政府一体となつて与党の一員として被災された方々が早く元の生活に戻るよう努力させていただきます。ご報告させていただきます。本日は、中国税理士政治連盟第五十回定期大会の開催に当たり、多くの皆様のご参加のもと盛大に開催されましたこと、誠にありがとうございます。そして昨年十月二十二日に実施されました衆議院議員選挙におきまして、皆様方の絶大なご支援を賜りまして私を頂き初当選することができました。本当にありがとうございます。そして、今こちらにいらつしやいます松田先生、合田先生を中

心に、私の税理士の先生方による後援会も作っていただきました。これからも先生方のご指導をいただきながら、しっかりと政治家として頑張つてまいりたいと思っております。

先程、安倍総理の配川秘書さんからお話がありました。自民党では昨日から総裁選挙が行われています。この総裁選ではなんと中国税理士政治連盟の皆様が中国地方から二人の候補者が戦っており、中国地方は全国で注目されている地域です。私自身の立場としては、経済が非常にうまく進展し、安倍総理のプレゼンスは世界でも大きなものがあります。そして我々自由民主党がずっと考えてきた憲法改正を進めなければならない、このようなことから現職の安倍総理をしっかりと応援しなければならぬと思っております。しかしいざにいたしても、次の総理総裁は中国地方から出ないということでございます。

この総裁選が終わりましたら沖繩での知事選挙、来春には統一地方選挙、夏には参議院選挙と選挙が目白押しでございます。先生方皆様のご支援を頂きながら、我々自由民主党としても頑張つていかなければならないと思っております。そしてこの年末には、平成三十一年度の税制改正、今回は消費税改正の年でもありますし、自動車関連これも先延ばしにできない状況にあります。これらの税制のあり方に関しても、専門家であり先生方のご

意見をしっかりと伺つて政策に活かしてまいりたいと考えております。最後になりますが、本日この大会を開催するに当たりご尽力いただきました杉山会長はじめ関係各位の皆様にご心より感謝を申し上げ、甚だ簡単ではございますが、お祝いのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



山口県知事
村岡 嗣政

みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました山口県知事の村岡嗣政でございます。本日は、中国税理士政治連盟の祈念すべき五十回目の定期大会を、ここ山口県で開催していただきまして誠にありがとうございます。皆様方のご来県を心から歓迎申し上げます。そして私自身、今年の二月四日の山口県知事選挙におきまして、藤中先生を先頭に税理士の皆様方による後援会のお力を頂きまして、こ

の知事選挙で再選することができました。誠にありがとうございます。頂いたご支援にしっかりと応えられるように二期目の県政をしっかりと務めてまいりたいと思っております。

昨日も定例会議を開きまして新しい県の総合計画、今年には明治維新百五十年の節目の年でもありますので、維新プランといたしまして「産業維新」、「大交流維新」、「生活維新」この三つの維新を力強く進めていく、そのための取組みをスタートさせていく、そうした決意を固め具体的な計画を作つて前に進めていくところでございます。産業の振興や地域の経済の活性化、また今年には災害が多い年であり、北海道胆振東部地震もありましたが、七月には西日本、中国地方を中心に大変な被害が発生いたしました。お亡くなりになりました方に謹んでご冥福をお祈りし、また被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

今中国地方はお互いに連携をしながらしっかりと復旧復興に向けて全力を挙げて努力しているところであります。熊本地震以降、近隣の連携実施もどんどん充実してきています。災害が起きないことが一番ではありますけれども、起きたときにはしっかりと復旧復興がスムーズに行え必要な態勢を整えられる、そのような取組みを五県で連携し取り組んでいるところでございます。皆様方にもさらなるお力添えを頂きたいと思っておりますし、地域の

経済の活性化についても皆様方にご尽力を頂いているところでございます。

事業承継税制の話につきましては、特に山口県は後継者不在率というのが実は全国で二番目に高いという苦しい状況にございます。一番高いのが沖縄県、二番目に高いのが山口県です。中国地方の各県も同じようなご懸念を抱えていらっしゃるところであります。是非、後継者問題というものを解決してより多くのマッチングを作り出していかねければなりません。そのために各県におかれましても様々な取組みをされると思いますが、山口県においてもいろんな体制を整えながら個別に相談に応じたり、マッチングを進めたりといったことを実施していきたいと考えています。今回税制が確立されたことは本当にありがたく思っていますし、そういったことと合わせまして、きめ細かなサポートをして後継者問題の解決に向けていかなければと思っております。引き続き皆様方のお力を頂きながら、地域の経済の活性化に向けて進んでいかなければなりません。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今回第五十回を迎えられました中国税理士政治連盟のますますのご発展とお集まりの皆様のご活躍を祈念いたしまして、お祝いのごとばとさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



岩国市長
福田良彦

皆様、こんにちは。ご紹介いただきました地元岩国市長の福田でございます。まずご挨拶に先立ちまして、先の西日本を中心に被害のありました七月豪雨と台風二十一号また北海道の地震におきましては多くの方々犠牲になられ、また被災されておられます。哀悼の意を表しますと共に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。七月豪雨ではここ岩国の地も大きな被害を受けましたが、本日も臨時の国会議員の先生方、また村岡知事のお力もいただきながら、今本復旧に向けて準備を進めているところでございます。

それでは、あらためまして中国税理士政治連盟第五十回定期大会の開催、誠にありがとうございます。また今日は、県内外から多くの方がこの岩国にお越しになりました。心からご歓迎申し上げます。この岩国はいろんな顔を持っております。既にご存知の方もい

らっしゃると思えますけれども少しお話をさせていただきます。

岩国は瀬戸内の方に目を向けますと大企業が立地をされております。石油、パルプ、繊維といった工場が顔を並べております。そこに六年前に岩国錦帯橋空港が開港しています。このように瀬戸内海工業地帯の一翼を任ういわゆる工業の街、そういった顔が岩国にはございます。それと同じく海上自衛隊、米軍基地を抱える基地の街としてマスコミにもよく取り上げられているところでございます。

実は、最近厚木基地から岩国基地へ約六十機の航空機が移駐をしてみました。米軍機だけで約百二十機が岩国に駐留しています。また自衛隊には三十数機の航空機が駐留し合計約百五十機が防衛施策の一翼を担っています。それに伴い軍関係者も増えました。岩国市の人口は十四万人弱ですがその約一割が米軍関係者となっております。もちろん騒音とか治安とか悩ましい部分もありますが、市とすれば外交防衛施策には理解と協力を示すの一方で、現実的な対策を国や県と一緒に考えてながら進んでいくのがこの岩国という地でもあります。

そしてもうひとつの顔は、このホテルの袂を流れる錦川に架かっております錦帯橋をはじめとする観光の街としての顔がございます。皆様はもう錦帯橋を渡られましたでしょうか。

ぜひお時間がございましたら渡つていただき、橋の向こうには国の天然記念物の白蛇が生息しております。この白蛇は金運のご利益があるとされておりまして、よく宝くじが当たったとか株で儲かったとかお聞きすることがあり、また岩国市としても税収が伸びてほしい、市としてもこの白蛇にあやかっただけでいいところがございます。

そしてもうひとつ酒どこの街でありまして、最近脚光を浴びております。もちろん山口県内にはたくさん銘酒がございますが、ここ岩国には五つの酒蔵がございます。どれも独自の味わいを持ち、日本だけでなく中には世界に羽ばたいている銘酒もございます。今日この後の懇親会ではその風味をお楽しみいただきたいと思います。

最後になります。税理士の皆様におかれましては、正に税のプロフェッショナルとしてこれからも公平公正な税制の確立に並々ならぬお力添えを賜りますように、そして中国税理士政治連盟のさらなるご発展を祈念いたしまして、地元市長としての歓迎のご挨拶とさせていただきます。



日本税理士政治連盟副会長
野田 昇 宏

ご紹介いただきました副会長の野田でございます。本来であれば小島会長が出席させていただきますが、ご挨拶をさせていただくところでありまして、所要のため私が代理として出席させていただきます。預かってまいりました祝辞を披露させていただきます。

本日は、中国税理士政治連盟の第五十回定期大会が、盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。また、日頃から日本税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

まず、昨年十月二十二日に行われた第四十八回衆議院議員総選挙についてであります。中国税理士政治連盟におかれましては、杉山会長、井上幹事長が先頭となり積極的に対応され、全国で二百四十八名の推薦候補者の当選という大きな成果を収めることができました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

ます。

二〇一九年の七月には、第二十五回参議院議員通常選挙が行われます。国政選挙への対応は、税政連にとつて最も重要な活動であり、本連盟は全国統一の運動方針を確立のうえ、全国の税政連の皆様の手を結集し全力でこれに取り組みます。中国税理士政治連盟におかれても、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、あらためてお願い申し上げます。この他、本連盟の諸課題について、所信の一端をご報告させていただきます。

まず、税制改正への対応について申し上げます。

四月一日に施行された平成三十一年度税制改正においては、事業承継税制など多くの税制改正の要望が実現いたしました。平成三十一年度税制改正に向け、日税連は、平成三十一年度税制改正に関する建議書を、六月二十八日の理事会において機関決定いたしました。

本連盟は、日税連と連携して、消費税や中小企業税制に係る要望実現に向け、積極的に対応いたします。特に消費税については、二〇一九年十月、税率一〇%引上げに伴う複数税率の導入が予定されています。中小企業に過重な負担をもたらすこととなる複数税率の導入に対し、最後まで税政連としての要望を訴え続けます。

次に、税理士法改正について申し上げます。

近年、税理士試験受験者数が減少しております。平成二十九年度の税理士試験合格者数は七百九十五人。これは十年前の平成十九年度の千十四人と比較すると、二割以上減少していることとなります。今年三月末のデータによると、全国の税理士会員数は、七万七千三百二十七人。このうち、試験合格者は四五%の三万四千九百十四人、OBを含む試験免除者等は四一%の三万二千二百二十九人、公認会計士・弁護士は十四%の一万二千六十八人、その他税務代理士等が十六人となっております。日税連は、次なる税理士法改正に向けた検討を開始し、受験資格の見直しなど早急に改正すべき項目を検討するとともに、制度の根幹である資格のあり方についても真剣に議論を進めています。本連盟は、日税連と連携して、次世代にとつて魅力のある、そして、国民・納税者により一層信頼される税理士制度とするため、積極的に対応いたします。

なお、本連盟が数年にわたり取り組んできた政策担当秘書に関する要望が実現いたしました。近年、税理士は税理士法以外にも、地方自治法の外部監査人、会社法の会計参与、政治資金規正法の登録政治資金監査人等において、公認会計士あるいは弁護士と並び有資格者として規定されることが時代の流れとなっております。今回、国会法に基づく政策担

当秘書制度においても、税理士が専門家として規定されることとなりました。中国税政連をはじめ全国の税政連の皆様にご報告を兼ねて、御礼を申し上げます。

さて、税政連の意義と役割がより重要になる中、都市部を中心に政治離れが進んでおり、税政連組織の強化や後援会活動の活性化の推進が喫緊の課題となっております。税理士政治連盟の目的は、税理士会の要望を実現することにあります。税政連活動の成果はすべての税理士会会員が等しく享受します。現在、本連盟は、日税連との連携をより一層明確にし、同時に税政連のさらなる財政健全化に資する組織改革に向けて、規約等の改正を検討しています。

すべての税理士が税政連の活動にご理解いただき、誇りと使命感を持って活動に参加していただけるよう、本連盟は単位税政連の皆様と英知を結集して取り組んでまいります。今後、会員の皆様には、税理士政治連盟の活動に対して、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本日も参会の皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたしまして、祝辞いたします。

平成30年度運動方針

自 平成30年7月1日
至 平成31年6月30日

一 運動方針

平成30年、世界の政治と経済は大きな変革期を迎えている。わが国においても、平成31年は4月に第19回統一地方選挙、続いて7月に第25回参議院議員通常選挙が行われるほか、10月には消費税の税率引上げに伴う軽減税率（複数税率）の導入が法律により予定されている。本年度においても税制は国政の最重要事案の一つであり、税政連においてはその真価が問われる年となる。本連盟は、中国会の基本方針に則り、会員だけでなく国民からも理解され得る、より一層透明・公正な組織を構築し、後援会活動を支援し、地域に密着した政治活動を推進すべく、次の具体的課題に積極的に対応する。

- ・本年度に施行される各選挙への対策については、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を行う。
- ・税制改正への対応については、消費税の単一税率維持をはじめとする要望実現に向け情報収集のさらなる強化に努め、納税者の立場からの幅広い議論がより一層推進されるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、日税政、中国会、地区税政連及び後援会と連携して各党の関係議員にはたらきかけるなど、検討と対策を積極的に推進する。
- ・税理士法改正については、日税連の方針のもと中国会において次なる税理士法改正に向けた検討が開始されており、連携して制度発展に向けた強力な運動を行う。
- ・税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論に対応し、国民の権利利益の救済ないし保護に資するよう検討と対策を積極的に推進する。
- ・中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう中国会と連携し、その基本方針に沿い各党の関係議員、関係機関にはたらきかけるとともに、情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。
- ・租税教育、地方公共団体における外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度等、税理士の公益的業務への活用推進等については、中国会及び地区税政連と連携のうえ積極的に対応する。
- ・税理士制度に大きな影響を与える制度改革や他士業資格制度の見直し等の動向について、情報の収集に努め、迅速的確に対応する。
- ・政府の震災関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、速やかな震災からの復旧・復興に貢献するため中国会と連携して積極的に対応する。

このほか、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政、中国会及び地区税政連と連携、団結して、国会議員等の後援活動を推進するとともに、政治力と挙会体制を一層強化し、国民の理解を得ながら、本連盟規約第3条に掲げる目標達成のため、次の重点運動を強力に展開する。

二 重点運動

- 1 平成31年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 さらなる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
- 3 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 4 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 5 租税教育、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度、登録政治資金監査人制度、地方公共団体に対する不服申立機関（第三者機関）の委員及び審理員への税理士の登用等の公益活動の推進にかかる強力な運動を行う。
- 6 規制改革、二国間・多国間協議等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のため強力な運動を行う。
- 7 政府の震災関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

平成30年度組織活動方針

自 平成30年 7月 1日
至 平成31年 6月 30日

平成30年度運動方針に基づき、目標達成のための次の活動を強力に展開する。

一 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 中国会との連絡調整を図る。
- 4 地元選出国會議員等及び各党県連との懇談を通じて、税理士制度への理解を深め、社会の要請に応じ得る税理士制度の確立を目指す。
- 5 日税政及び地区税政連と連携し、陳情等の具体的な運動を実施する。
- 6 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努め、各種の業務侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士の社会的活用策、税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。
- 8 税理士が、地方公共団体の外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員並びに登録政治資金監査人等の公益的業務に選任されるよう諸施策を進める。

二 財務委員会

本連盟財政の充実強化を図る。

三 組織委員会

- 1 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 本連盟組織の改革に向けての諸施策を検討する。

四 広報委員会

- 1 税政連活動を広く内外へ周知するため、機関誌「中国税政連」を発行し、情報の提供を行う。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 広報活動の充実を図るため、地域報道機関との連携を深める。

五 後援会対策委員会

- 1 後援会活動の活性化を図るための諸施策を進め、後援会連絡会議を開催する。
- 2 国會議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成を行い、その拡充強化を図る。
- 3 税理士の公益的業務参入のため、地区税政連と連携して、県知事、政令指定都市及び中核市の市長の後援会設立を積極的に推進する。
- 4 後援会活動を通じて、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

——どうすれば後援会の裾野が広がるか——

平成三十年九月八日（土）開催の中税政第五十回定期大会に先立ち、後援会連絡会議が開催された。ここ数年は日税政から後援会対策委員会長を招き、全国の後援会活動の現状と今後の課題を共有することを目的とした研修であったが、今回は原点に立ち返り、後援会長の生の声を届けるためミニパネルディスカッション形式により実施された。

荒神後援会対策委員長がコーディネーターを務め、冒頭に日税政が昨年五月に開催した全国後援会活性化連絡会議のダイジェストを視聴。続いて、寺田後援会の山田後援会長、小林史明後援会の占部幹事長、伊木たかし後援会長の中村後援会長がパネラーとなり、各後援会の活動状況そして日頃から心掛けている事項等について紹介いただいた。その後、映像

の中で議員から要望が強かった「関与先従業員を含めた講演会」や「ミニ集会」をテーマとして、参加者をも交えた意見交換が行われた。共通することは会員の高齢化と政治への無関心層が拡大する中、いかに若い会員を獲得するか。そのためには、日頃から後援会の役員として地域の若い会員と接点を持ち、信頼関係を醸成しておくことが必要ではないかと意見があった。

最後に杉山会長から、後援会活動は後援者・被後援者がWINWINの関係になることがベストであり、税制改正要望等において、全国七万七千人の税理士の後ろには莫大な数の関与先があることを理解いただき、今後の後援会活動を進めていただきたいと締めくくられた。



就任一年を経過した感想と税政連活動に対する

今後の抱負



副会長
富山 敬介

西大寺支部の桑原一前副会長から「若い会員（私が若いかなかは？です。）に役員になってほしい。」と言われ、政治連盟の活動を行った経験もないまま、副会長に就任させていただくこととなりました。

この一年間、岡山の若手税理士の方々に、税政連活動を説明し、「政治活動をお願いしているのではありません。税政連活動をお願いしています。」（桑原前副会長の言葉です。）とアナウンスしきりでしたが、効果はさほど無かったと実感しています。会員の皆様に、税政連活動に参加していただくことがいかに難しいかをひしひしと感じています。参加どころか、興味を持っていただけないのです。

第五十回定期大会では、組織の活性化・強化の検討、役員の高齢

化、若年層を中心とした無関心層への活動の周知・拡大等に言及がありました。

七月二十八日に開催された、W片山と語る、「AI時代の税理士について」パネルディスカッションには、若手会員の協力を得て岡山からバスを運行し、二十名強の会員が参加して下さいました。大変興味深い話題であったことも奏功し、出席会員からは、「政治連盟を知って、いろいろな面で勉強になった。」という意見も聞かれました。このような企画を継続し、税政連に無関心な若手会員や新しい会員に興味を持っていただきたいものです。



幹事長
井上 博夫

昨年九月十六日、定期大会の終了に伴い幹事長に委嘱され、就任した井上（広島西支部）です。

税理士会は特別法人であり、政治活動が制限されています。その税理士会には、税務行政や税理士の権益に関連する制度などについて調査研究を行い、必要に応じてこれらの事項について建議し、または諮問に答申する役割があります。この建議は、立法化されて初めて効果が出てくるものであり、我々税理士の業務に密接に関係しています。この法律化の場面に政治の力が要り、税理士政治連盟（以下「税政連」という。）が税理士会の要望実現に向けて政治活動をしていきます。

税政連は昭和三十八年の前身「全国納税者政治連盟」の設立から同四十二年に日本税理士連合会との関係をより明確にするため現在の名称に変更して現在に至っています。この間、税理士会の要望を受けて政治活動をしてきた結果、毎年の税制改正はもちろん、税理士法の改正、税理士の公益的業務への参入施策などへ取り組んだ結果、多くの成果を得てきました。

の改革に関しては国会議員政策担当秘書の認定要件に税理士を加えることが成立しました。

このような成果は、一部の税政連役員だけで成しえるものではなく、年間九千円の会費を納め、税政連にご加入いただいた多くの加入者のご理解とご協力によるものです。

また、税理士会の要望実現に向けて、税理士制度発展のため協力と理解を得られる政党や国会議員に働きかけるために後援会の組織が要ります。会員の皆さまには、ご住所の選挙区、また事務所所在地の選挙区の国会議員の後援会に加入していただきたく、お願いします。議会の解散若しくは任期満了後における選挙時において、候補者にとってこの後援会ほど力になるものはないといわれます。候補者、議員を支援し、結果、税理士会の要望を実現していくことに参加、協力をお願いします。

政治連盟の活動成果の恩恵は全ての税理士会員が等しく享受するものです。税理士会員みなさま全員の参加をお願いします。

日本税理士政治連盟

第五十二回定期大会開催



平成三十年九月二十七日（木）
日本税理士政治連盟の第五十二回定期大会が、東京都品川区・品川プリンスホテルアネックスタワーで開催された。

定期大会では、平成二十九年度運動経過・組織活動報告をはじめ平成三十年度事業計画・予算案として組織活性化を目的とした規約



（議長団として議事運営する杉山会長）

の大幅な改正案の計七議案が審議され、全て原案どおり承認された。

当日は、自由民主党総裁選挙が終了し、また、新内閣の組閣を控えた中、大会終了後に開催された懇親会では、三百十七人の国会議員及び秘書が出席し、本連盟では後援する十五名の議員が関係役員と懇談した。

声 明 文

消費税の軽減税率制度の見直しを要望します。

2019年10月消費税の税率が10%に引き上げられ、軽減税率制度が実施されることが法律で決まっています。

しかし、日本税理士会連合会は、消費税率は予定どおり引き上げられることが望ましいとする一方、軽減税率については、逆進性対策として非効率であり、区分経理による事業者の負担増となり、財政が毀損し社会保障抑制が必要になるなどの理由から、消費税における単一税率及び請求書等保存方式を維持することを平成31年度税制改正にあたっての最重点要望の第一としています。

日本税理士政治連盟は、日税連と連携して、消費税の軽減税率制度の見直しを要望します。

平成30年10月16日

日本税理士政治連盟

会長 小島 忠 男



パネル ディスカッション

パネラー



参議院議員 **片山虎之助氏**
(日本維新の会)



参議院議員 **片山さつき氏**
(自由民主党)



中国税理士政治連盟後援会対策委員長
荒神五師

コーディネーター

広島修道大学法学部教授 **奥谷 健氏**

中国税理士政治連盟パネルディスカッション

AI時代の税理士について ～オズボーン論文による消え去る税理士とは～

七月二十八日(土) 広島市・ホテルメルパルク広島にておいて、片山虎之助参議院議員(比例代表・日本維新の会)、片山さつき参議院議員(比例代表・自由民主党)のお二人の国会議員を招き、パネルディスカッションを開催した。当日は、外気温が三十五度を超える猛暑であったが、定員百五十名を超える申込みがあり、熱気と緊張の中でスタートした。

メインテーマは、AI(人工知能)の導入によって今後十年間に消滅する職業・仕事の中に税理士が挙げられた「オズボーン論文」を背景に、「AI時代の税理士について」と掲げ、税制改正や特例事業承継税制の成立過程を織り込み、国会議員の立場から見て必要とされる税理士の役割とあり方について議論した。

パネラーからは、AI時代に消える職業といわれている税理士業界であるが、企業のコンサルタン

トとしてのニーズはこれからも一層高まること、そして、今回の特例事業承継税制のように複雑な制度をわかりやすく説明し、かつ、改善等の提案ができるのは専門家しかできない。もともととくらイアントに寄り添い、AIだけでは対応できない関連業務が税理士の周りにはまだまだ多くあることが確認された。

私たちが税政連活動の中で支援している国会議員の生の意見と見識を見聞する機会是非常に稀有で有意義であり、また、税政連活動の周知にも繋がる。国民的に政治への無関心が蔓延する中、特に若い年齢層の会員に税政連への加入を勧奨するための方策を長期間にわたり検討し、今回の企画が実現した。このような機会を通じて若手会員が税政連活動に興味を持ち、税政連のみならず選挙区にある後援会に一人でも多くの会員が加入していくことを期待する。

日本税理士会連合会

平成31年度

税制改正に関する 建議書の概要

● 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

● 税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する 基本的な視点

- ① 公平な税負担 ② 理解と納得のできる税制 ③ 適正な事務負担
④ 時代に適合する税制 ⑤ 透明な税務行政

建議書の構成

- 特に強く主張したい3項目の「本建議書における重要建議項目」
 - 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
 - 全国15の税理士会及び当連合会の555項目の税制改正意見から31項目に集約した「税制改正建議項目」
- ※本紙では、3つの重要建議項目のほか、31の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える15項目を掲載(裏面)

今後の税制改正についての基本的な考え方(抜粋)

所得税

- ▶ 基礎的な人的控除における所得控除方式の維持、その他の人的控除の整理合理化と税額控除化の検討
- ▶ 多額な有価証券譲渡益等への税率引上げの検討
- ▶ 公的年金等所得について新たな独立した所得区分の創設

中小法人税制

- ▶ 小規模企業等税制の検討の際、いわゆる法人成り企業に対し特別な取扱いがなされないようにすること
- ▶ 資本金基準と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し

法人税

- ▶ 確定決算主義の維持と財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築
- ▶ 租税特別措置の整理

消費税

- ▶ 単一税率制度と請求書等保存方式の維持
- ▶ 基準期間制度の廃止と課税売上高が一定額以下である事業者への申告不要制度の創設
- ▶ 非課税取引の範囲の縮小

相続税・贈与税

- ▶ 世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討
- ▶ 事業承継税制における資産管理会社の判定基準の見直し
- ▶ 民法(相続)改正に伴う税制のあり方(配偶者居住権、特別寄与料)

地方税

- ▶ 税源の偏在性が少ない地方税制の構築
- ▶ 中小法人への外形標準課税の不適用
- ▶ 個人事業税の対象事業及び税率の見直し

納税環境整備・その他

- ▶ 納税者憲章の制定、税務調査の事前通知事項の一部書面化
- ▶ 電子申告義務化の是非を検討する前段階としての中小法人のICT化促進
- ▶ 申告書等閲覧サービスにおけるコピーの交付等の手続緩和
- ▶ 成年後見制度に係る税制等の見直し(障害者控除の適用範囲拡大)

国際税制

- ▶ 租税条約の拡充による二重課税の排除、不正な租税回避の防止
- ▶ タックス・プランニングの「義務的開示制度」など新制度導入時の効果の検証と事務負担への配慮

災害対応税制

- ▶ 地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成



最重要建議・要望項目

消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持

① 単一税率の維持

軽減税率(複数税率)制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、逆進性対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由により、従来、単一税率制度の維持を強く主張している。低所得者への逆進性対策としては、例えば、あらかじめ国が一定額を入金したプリペイドカードを配付する方法や、一定額の簡素な給付措置などによる消費支出の負担軽減策等を検討すべきである。

② 請求書等保存方式の維持

平成35年10月に導入予定の区分経理等のための適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)への移行は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように配慮又は見直しをする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能である。

③ 消費税のあり方についての抜本的な見直し

事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む。)及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。特に、免税事業者が適格請求書等を発行できないことに伴い、不当な値下げ要求等により経営状態が圧迫されることのないよう対策を講じなければならない。

所得計算上の控除から基礎的な人的控除へのシフトと基礎的な人的控除のあり方

① 所得計算上の控除から基礎的な人的控除へのシフト

基礎的な人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。その際、給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を中心として課税最低限を確保することが適切である。

② 基礎的な人的控除のあり方

最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとする最低生活費不課税の観点から、基礎的な人的控除については、その額を引き上げた上で、所得控除方式を維持すべきである。その際、課税最低限を構成する基礎控除を減・消失させることについては、憲法の要請も踏まえ慎重な検討が必要である。

なお、その他の人的控除項目については、整理合理化を図りつつ、可能な範囲で税額控除化すれば、所得再分配機能が低下していることや高所得者の負担軽減額が大きくなるという問題は相当程度解消することとなる。

償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し

償却資産課税について、(一財)資産評価システム研究センターの「償却資産課税のあり方に関する調査研究—申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について—」(2018年3月)において、現行の賦課期日(1月1日)はそのままとし、申告期限については、現行制度(1月31日)と電子申告(eLTAX)に限り法人税の申告期限と一致させる新方式との選択制にするとの方向性が示された。事業者の事務負担軽減、市町村の課税事務効率化及び電子申告率の向上に伴う実務の簡素化・効率化の観点から評価できるものであり、まずは、これを早期に実現すべきである。

また、当面の課題として、下記の項目についても検討する必要がある。

- 中小企業の設備投資促進と事務負担軽減のため、免税点を現行150万円から倍額程度まで引き上げる。
- 租税特別措置法により費用化が認められる30万円未満の少額資産は、償却資産課税の対象から除外する。

個別要望項目

所得 税

- 1 寡婦(寡夫)控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(建議・要望項目1(2)(3))
- 2 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目2)
- 3 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。(建議・要望項目3)

中小 法人 税 制

- 4 繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。(建議・要望項目4)
- 5 中小企業投資促進税制等及び研究開発税制を見直すこと。(建議・要望項目7)

法 人 税

- 6 確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目10)
- 7 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。(建議・要望項目11)

消 費 税

- 8 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目14)
- 9 非課税取引の範囲から、社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を除外し、課税取引として課税標準の計算や仕入税額控除の計算を行うこと。(建議・要望項目15)
- 10 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目16)

相 続 税 ・ 贈 与 税

- 11 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目18)
- 12 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。(建議・要望項目20)

納 税 環 境 整 備 ・ そ の 他

- 13 個人番号の利便性を向上させた上で、個人事業者番号の導入について検討すること。(建議・要望項目23)
- 14 税務手続の電子化をさらに推進するための課題を分析・検討し、制度及びシステムの両面で環境整備を行うこと。(建議・要望項目24)
 - (1)各税法における電子申告の位置付けの見直し (2)システム面の対応 (3)電子帳簿等保存制度の普及
 - (4)マイナポータルとe-Tax・eLTAXの連携 (5)地方税法におけるシステム障害への対応 (6)税理士の署名押印義務の電子化対応

災 害 対 応 税 制

- 15 災害損失控除を創設すること。(建議・要望項目29)

中国税理士協同組合は、 メールマガジンを配信しています！

当組合は、組合員の皆様にお得な情報をタイムリーにお届けすべく、メールマガジンを配信しております。

新刊書籍・DVD、提携施設のご案内等…業務のお役に立つ情報をご登録メールアドレスにお届けいたします。

ぜひ、この機会にメールアドレスをご登録ください。

登録方法

1 当組合ホームページ (<http://www.chuzeikyo.or.jp>) にアクセス

2 組合員専用ページにログイン



ログイン

ユーザー名
「kyoudou」
パスワード
「kumiai2」
を入力

3 右下「メールマガジン配信登録」バナーをクリック



※中国会会員専用ページと同一のID・パスワードでも閲覧可能です。

クリック

4 必要事項（税理士登録番号・組合員名・メールアドレス）を入力し、「確認画面」ボタンをクリック

5 確定後、送信ボタンをクリック！

まずはご相談ください。



「顧問税理士」と「日本政策金融公庫国民生活事業」が
3つの「S」でバックアップ!

税ローンとは、
中国税理士協同組合に加入している
税理士と日本公庫国民生活事業が
連携して、「3つのS」でお客を
バックアップする仕組みです。

事業資金は マル税ローンで

税理士紹介ローン

迅速な対応
Speedy

簡単な手続き
Simple

満足のいく条件
Satisfy

中国税理士協同組合 **JFC** 日本政策金融公庫 国民生活事業

サポートメンバー・ゴールドサポートメンバーのご登録について

中国税理士協同組合（以下、「当組合」という）では、利益貢献度に応じたサービス還元の一環として、当組合への利益貢献の高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を実施しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研修会受講費用の割引などを始め、各種サービスの還元をしております。また、更なる還元を実施するため、サポートメンバーの中から登録要件に複数該当し、より組合事業利用度の高い組合員を「ゴールドサポートメンバー」とすることといたしました。

ゴールドサポートメンバーへの登録は、以下の①から⑤のサポートメンバー登録要件のうち、A、B、Cのいずれかに該当することが必要です。

「サポートメンバー登録要件」

- ① 全税共推進事業にかかる税理士VIP代理店の登録者
- ② 共済会推進事業にかかる大同生命の税理士代理店登録者
- ③ 金融事業にかかる税理士報酬等自動振替制度利用登録者
- ④ 共同購買事業にかかる税理士DCカード取得者
- ⑤ 福利厚生事業にかかる大同生命グループ保険または日本税協連福祉会生命共済制度「優 You プラン」加入者

に該当している組合員のうち

「ゴールドサポートメンバー登録要件」

- A. ①と②の両方に該当する者
- B. ①か②のどちらかに該当し、かつ③④⑤のどれか一つに該当する者
ただし、③は年間1件以上の利用があること。
- C. ①と②のどちらにも該当しないが、③④⑤のすべてに該当する者
ただし、③は年間1件以上の利用があること。

の3種類のいずれかに該当していること

登録は、サポートメンバー登録の組合員・賛助会員がA～Cのどの項目に該当するかを自己申告により、申請していただくこととしておりますので、別紙の「ゴールドサポートメンバー登録申請書」にご記入の上、FAX または郵送にてご登録をお願いいたします。

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただいております。④については、サポートメンバーの更新時にカードのコピーを添付していただいた方は結構ですが、今回ゴールドサポートメンバーの該当要件として新たに申請される方は、16桁のクレジット番号を消したカードのコピーを本登録申請書とともにFAX または郵送にてお送り願います。

登録は賛助会員（所属税理士や法人社員等）でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合は、事務所の代表者（組合員）名を明記の上、登録申請を行ってください。

今後も、当組合は様々な利益還元方法を検討、追加して行く予定ですので、現在1つの要件しか該当していないサポートメンバーの方は、他の要件に該当となるよう、組合の利用をご検討くださいますようお願いいたします。

【平成30年度のゴールドサポートメンバー特典】

- ・ 清文社「確定申告の手引き」の無償配付・11月に開催する「中税協セミナー(Ⅱ)」の受講料無料
- ・ 書籍を通年20% OFF (10月以降実施)

「サポートメンバー登録申請書」「ゴールドサポートメンバー登録申請書」は、当組合 HP から印刷できます。（組合員専用ページ → 組合員案内 → サポートメンバー に掲載）

ご不明な点につきましては、事務局（TEL 082-246-0088）までお問い合わせください。



中国税理士協同組合

082-245-8377

サポートメンバー登録申請書

私は下記①～⑤のいずれかに該当しますので、中国税理士協同組合「サポートメンバー」に登録申請します。

※該当する項目に を付けてください。

組合加入種別 組合員 賛助会員 (※所属税理士・法人社員等)

① 税理士 VIP 代理店に加入している
(生保名：) 登録年：)
(登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

② 大同生命の税理士代理店に加入している
(登録年：)
(登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している
(登録者名 (※賛助会員の場合記入)：)

④ 税理士 DC カード・DC ゴールドカードに加入している
※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

⑤ 大同生命グループ保険または
日本税協連福祉会生命共済制度「優 You プラン」に加入している
※該当のものに を付けてください
(大同生命グループ保険
 優 You プラン) に加入している

以上、申請並びに当組合から確認させていただくことを承諾いたします。

平成 年 月 日

地域(支部)名 _____

登録番号 _____

署名 _____

印 _____

ご注意

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともに FAX または 郵送にてお送り願います。登録は賛助会員(所属税理士や法人社員等)でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合には、事務所の代表者(組合員)名を明記の上、登録申請を行ってください。



中国税理士協同組合
082-245-8377

ゴールドサポートメンバー登録申請書

私は下記A～Cのうちの に該当しますので、中国税理士協同組合「ゴールドサポートメンバー」に登録申請します。

ゴールドサポートメンバー登録要件

- A(①+②)
- B(①または②)+(③または④または⑤)
※ただし、③は年間1件以上の利用があること
- C(③+④+⑤) ※ただし、③は年間1件以上の利用があること

下記の要件①～⑤のうち、ゴールドサポートメンバーに該当する要件(2項目以上)に を付けてください。

組合加入種別 【 組合員・ 賛助会員(※所属税理士・法人社員等) 】

- ① 税理士VIP代理店に加入している
(生保名: _____ 登録年: _____)
(登録者名(※賛助会員の場合記入): _____)
- ② 大同生命の税理士代理店に加入している
(登録年: _____) ※紹介代理店も該当します。
(登録者名(※賛助会員の場合記入): _____)
- ③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している
(登録者名(※賛助会員の場合記入): _____)
- ④ 税理士DCカード・DCゴールドカードに加入している
※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。
- ⑤ 大同生命グループ保険または
日本税協連福祉社会生命共済制度「優 You プラン」に加入している
※該当のものに を付けてください
(大同生命グループ保険
 優 You プラン _____ に加入している)

平成 年 月 日

地域(支部)名 _____

登録番号 _____

署名 _____

印 _____

中国税理士政治連盟役員名簿

平成29年9月

役職名		氏名			
会長		杉山文成			
副会長		藤中秀幸 松本正福 富山敬介		伊藤博文 尾添憲男	
総務会長		藤中秀幸			
総務副会長		海老澤孝公			
総務		伊藤博文 松田近弘 重葉狩一 森脇章一 田中一博 灘博		土屋邦彦 富山敬正 松本添憲 尾上博文 井杉	
幹事長		井上博夫			
副幹事長		上原博行 中細貞彦		柳井卓正 中村剛士	
幹事		田村好孝 野口厚 荒神五師		姫井繁彦 岡本倫明	
委員 会	政策委員会	委員長 田村好孝		副委員長 権藤和幸 委員 淵上勝 委員 浅野幹 委員 重本泰	
	財務委員会	委員長 姫井繁彦		副委員長 山本忠 委員 藤野照 委員 本野	
	組織委員会	委員長 野口厚		副委員長 若影繁 委員 松山秀 委員 山利	
	広報委員会	委員長 岡本倫明		副委員長 宮本利 委員 新長恵 委員 井崎美	
	後援会対策委員会	委員長 荒神五師		副委員長 矢尾敏 委員 小泉尚 委員 森末英 委員 小谷昇	
会計監事		鶴田和彦 毛利山正 岸篤彦		由田壘允 妹尾盛司	
会計責任者 推薦審査会		委員長 藤中秀幸 委員 松本正福 富山敬介 杉山文成		副委員長 伊藤博文 尾添憲男 井上博夫	
顧問		小早川隆幸 国富田啓吾 原田		島久順良 久保雅典 灘博明	
相談役		齋藤慎悟 桑原昌弘 黒田		石高雅美 牧田泰博	

後援会へのご入会について

平成30年11月
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、本連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおり、現在30の後援会が結成されています。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。

追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

■ 入会を検討中の後援会（「記入欄」に○印をお付けください。）

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		細田博之後援会	島根1区	
平口 洋後援会	広島2区		竹下 亘後援会	島根2区	
寺田 稔後援会	広島5区		斉藤鉄夫後援会	比例区	
佐藤公治後援会	広島6区		溝手顕正後援会	参議院広島	
小林史明後援会	広島7区		宮沢洋一後援会	参議院広島	
高村正大後援会	山口1区		林 芳正後援会	参議院山口	
岸 信夫後援会	山口2区		江島 潔後援会	参議院山口	
河村建夫後援会	山口3区		まいたち昇治後援会	参議院鳥取	
安倍晋三後援会	山口4区		青木一彦後援会	参議院鳥取・島根	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		片山さつき後援会	参議院比例	
山下たかし後援会	岡山2区		片山虎之助後援会	参議院比例	
橋本 岳後援会	岡山4区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
加藤勝信後援会	岡山5区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
石破 茂後援会	鳥取1区		松井一實後援会	広島市長	
赤沢りょうせい後援会	鳥取2区		伊木たかし後援会	米子市長	

■ 入会関係書類送付先

■ 氏 名

いったところか。

岡本 倫明

働き方改革法が成立した。労働時間が六十時間をこえたら、平成三十五年四月からは五割増しの賃金を支払わなければならないようだ。人手不足で困っている中でその影響は重大である。残業の多い組織は真剣に働き方改革に取り組まなければならない。

いまだわが業界では、残業込みの「みなし残業」で処遇し、月給が毎月一定であるところも多い。会計事務所業界では、古くは徒弟制度さながらの残業産業となっていて、現在もその名残が残っている。かつて所得税の確定申告時がこの一大イベントであった。当方も寝袋をもつて一か月を乗り切った。三月十五日に税務署の門扉を乗り越えてポスティングOKという達成感(?)が電子申告時代の今になつて懐かしい。

こういう話をする若人から化石みたいに見られるので注意が必要である。自分も意識を変えないといけないことに気付く。

企業の支払いのうち税金より社会保険料のほうの負担が大きくなって久しい。これからは税理士よりも社会保険労務士と

台風二十四号が中国地方に最接近している。「非常に強い勢力」の台風が、二回も上陸するのは、観測統計史上初とかである。この二回とも広島県への直撃は避けられそうである。

前回の教訓(?)とかで、西日本の交通機関は、計画的な運休等を発表し備えた。この準備態勢を納得して受け止めている方も多いのではなからうか。

台風の接近の中で、沖縄県知事選が投票日を迎えている。普天間という沖縄の中心地の米軍基地の移転を巡って選挙戦である。現地の広大さ・危険性と併せて必要性の調整を如何に実効性のあるものにするかではなからうか。

月が替わると、内閣改造が行われる。閣僚の骨格が報道発表されているが、留任者が多いようである。賛否はあるが、現内閣は、従来に比して、安定的な有言実行力があるように感じている。

想定外という言葉が、通用しないくらい地球規模の変化が起きている。情報の共有化に伴い、従来のビジネスモデルが当てはまらない中で、求められているのは、要求の把握方法とその中庸の見極めと考える。AIを活用し、方向性を出して行ける余裕を持ちたいものである。

宮本 利光

消費税増税までついにあと一年となった。二〇一五年十月と二〇一七年四月の二度にわたり延期がなされてきたが、二〇一九年十月から消費税が八%から一〇%に引き上げられることが決まっている。二度にわたり延期されたのは、二〇一四年に消費税が八%に引き上げられた際に駆け込み需要の反動で景気が落ち込んでしまったことが背景にあるようだ。ただ、高齢化社会が進んでいる今の日本では社会保障費が財政を圧迫しており、財政再建のためにも増税は不可避である。

消費税が生まれたのは、一九八八年の竹下政権のときで当時の税率は三%であった。そして一九九七年の橋本政権の時に五%に引き上げられ、その後は八%、一〇%と引き上げられることとなり、およそ三十年余りで消費税は三倍超となった。

消費税は所得の大小に関係なく負担することとなるので、低所得者にとつては負担が重くなってしまうが、財政再建の観点から増税は一〇%ではおそらく終わらないのではないだろうか。

新井 要

米中貿易戦争が止まらない。本稿を書いている段階で(九月二十五日)、アメリカが対中制裁第三弾を発動し、約二千億ドル相当の中国製品に一〇%の追加関税を課すことにした。中国もこれに対し、六百億ドル相当のアメリカ製品に五〜一〇%の追加関税を課す報復措置を講じた。このまま両国の対立が続けば、リーマン・ショック以降よりやく立ち直つて来つつある世界経済に、再び大きな影響を与えることになるだろう。この貿易戦争は両国の覇権争いも絡んでいるので簡単には終わりそうにない。アメリカに「保護主義を改めろ」とか、中国に「知的財産権の侵害をやめろ」とか言つても、両国は聞く耳をもちそうもなく、このまま泥沼にはまり込んでいくのだろうか。

日本への影響なのだが、すでに中国へ進出している日系企業が生産拠点を中国国外へ移したり、その検討を始めたたりしている企業もあるようだ。アベノミクス効果で経済が良い状態のときに、水を差すようなことはしてもらいたくない。

本稿がみなさんのお目にかかるころには収束して、杞憂に終わることを願うばかりである。

長崎 恵美